

商品表示法

2022年5月18日改正公布

第1条

商品の正確な表示の促進、企業経営者の信用保護、並びに消費者の権益保障及び良好な商業規範の確立のため、本法を制定する。

第2条

商品表示は、法律で別途規定があるものを除き、本法規定によりこれを行う。

第3条

本法にいう主務官庁とは、中央は経済部、直轄市は直轄市政府、県（市）は県（市）政府を指す。

第4条

中央主務官庁は、消費者の権益、取引習慣及び商品特性を斟酌して、特定商品に本法による表示免除ができる旨を公告する。

第5条

商品が市場に流通する際に、商品の製造業者、委託製造業者、輸入業者又は小分け業者は、商品表示をしなければならない。

第6条

商品は下記事項を表示しなければならない。

1. 商品名称。
2. 下記状況の一つに該当する場合、台湾業者の名称、住所及びサービス電話を表示すること。
 - (1) 台湾で製造された商品：製造業者、委託製造業者又は小分け業者。
 - (2) 輸入商品：輸入業者又は卸売業者。
3. 原産地。
4. 主要成分又は材料。
5. 正味重量、容量、数量又は度量など。正味重量、容量又は度量は、法定度量衡単位で表示しなければならない。ただし、その他の法律で別途規定がある場合、又はその他の法律で規定されていないが、国際的にすでに慣用されている度量衡単位がある場合、その規定又は習慣に従う。

6. 中華民國曆又は西曆の製造年月日又は年週。ただし、有効期限のあるものは、有効期日又は有効期間を付け加えなければならない。

7. その他の中央主務官庁の公告した表示すべき事項。

輸入された商品は、前項第 2 号の規定により表示するだけでなく、国外製造業者又は国外委託製造業者の外国語名称も表示しなければならない。

第 1 項第 2 号の台湾業者に関する情報について、表示後に変更があり、すでに市場に流通している商品の場合、当該表示を変更しなくともよいが、消費者が随時知ることができる方法でその変更を公表すること。

第 1 項第 6 号の規定により製造年週を表示する場合、文字による説明を補足しなければならない。

第 7 条

商品が下記の状況の一つに該当する場合、その用途、使用と保存方法及びその他注意すべき事項を表示しなければならない。

1. 危険性がある場合。
2. 衛生安全に係る場合。
3. 特殊な性質を有する、又は特別な扱いを必要とする場合。

第 8 条

原産地が台湾であるとの認定を経た商品は、台湾生産標章を表示することができる。

前項の原産地の認定、標章の図案、宣伝、出願、促進、使用許諾、廃止及び管理弁法は、中央主務官庁がこれを定める。

第 9 条

本法で規定する表示事項には、下記の事情があつてはならない。

1. 虚偽・不実又は人を錯誤に陥らせるもの。
2. 法律上の強制又は禁止規定に違反するもの。
3. 公序良俗に反するもの。

第 10 条

商品表示は、顕著性及び表示内容との一致性を備えなければならない。

商品表示は、商品本体、内外包装又は説明書に表示しなければならない。

商品の体積が過小、ばら売り又はその他の特殊な原因により、商品本体、内外包装又は説明書に商品表示を付すことが妥当でない場合、その他の消費者の認識を喚起するに足る顕著な方法をもって、これに代えるものとする。

中央主務官庁は、テクノロジー、産業又は経済の発展状況に応じ、特定の類別の商品について電子的表示方法を採用することができ、前 2 項の規定を適用しないと公告することができる。

第 11 条

商品表示に用いる言語は、中国語を主とし、英語若しくはその他の外国語でこれを補うことができる。ただし、第 6 条第 1 項第 3 号～第 7 号に規定された表示すべき事項は、国際通用用語又は記号で表示することができる。中央主務官庁は、商品の正確な表示、及び消費者の権益保護に影響しない状況下、特定の表示事項について、英文又はその他の外国語による表示のみにできることを公告することができる。

第 12 条

中央主務官庁は、特定の商品について、商品の正確な表示、消費者の権益保護に影響しない状況下、その表示すべき事項及び表示方法を規定し、公告を行うことができる。

第 13 条

販売業者は、本法規定による表示が行われていない商品を販売し、又は販売を意図して陳列してはならない。

第 14 条

直轄市又は県（市）の主務官庁は、不定期に市場に流通する商品に対し、抜き打ち検査を行うことができる。販売業者は、これを回避、妨害又は拒絶してはならず、また、関連資料を提供しなければならない。

商品が本法規定に符合するよう、直轄市又は県（市）の主務官庁は、製造業者、委託製造業者、輸入業者、小分け業者又はその他の商品を製造、保存又は小分けする場所に人員を派遣して検査を行うことができる。製造業者、委託製造業者、輸入業者、小分け業者又は前述した場所の責任者は、回避、妨害又は拒絶してはならず、また、関連資料を提供しなければならない。

直轄市又は県（市）の主務官庁に所属する者が、前 2 項の職務を実施する際には、証明書類を提示しなければならない。

第 15 条

商品がインターネットのプラットフォームで販売され、直轄市又は県（市）の主務官庁が必要とする場合、インターネットプラットフォーム業者に掲載

者、供給者又は販売業者の関連資料を提供させることができ、インターネットプラットフォーム業者は、回避、妨害又は拒絶してはならない。

第 16 条

市場で流通する商品に第 9 条の各号規定のいずれかの事情があった場合、直轄市又は県（市）の主務官庁は、製造業者、委託製造業者、輸入業者又は小分け業者に期限を設けて改善を通知しなければならない。期限を過ぎても改善しなかった場合は、3 万台湾元以上 30 万台湾元以下の行政過料に処し、かつ、改善するまでその度に連続して処することができる。

前項の状況において、情状が重大なもの又は当該商品が人体又は健康に即座に危害を及ぼす場合、直轄市又は県（市）の主務官庁は直接処罰し、並びに期限を設けて改善を命じることができる。また、必要に応じて、6 ヶ月以下の営業中止又は休業を命じることができる。

第 17 条

市場に流通する商品に以下のいずれかの事情があった場合、直轄市又は県（市）の主務官庁は、製造業者、委託製造業者、輸入業者又は小分け業者に期限を設けて改善を通知しなければならない。期限を過ぎても改善しなかった場合は、2 万台湾元以上 20 万台湾元以下の行政過料に処し、かつ、改善するまでその度に連続して処することができる。

1. 第 6 条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 7 条規定に従う表示をしなかった、又は第 6 条第 3 項の規定に従わずその変更を公開しなかった場合。
2. 第 10 条又は第 11 条が定める方式で表示しなかった場合。
3. 第 12 条の規定により公告される表示すべき事項又は表示方法に違反した場合。

前項の状況において、情状が重大なもの又は当該商品が人体又は健康に対し即座に危害を及ぼす場合、直轄市又は県（市）の主務官庁は直接処罰し、並びに期限を設けて改善を命じることができる。

第 18 条

販売業者が第 13 条の規定に違反し、本法規定の表示に従わない商品を販売又は販売を意図して陳列した場合、直轄市又は県（市）の主務官庁は期限を設けて、販売又は陳列を中止するよう通知することができる。期限を過ぎても販売又は陳列を中止しなかった場合、2 万台湾元以上 20 万台湾元以下の行政過料に処し、かつ、中止するまでその度に連続して処することができる。

前項の状況において、情状が重大なもの又は当該商品が人体又は健康に対し

即座に危害を及ぼす場合、直轄市又は県（市）の主務官庁は直接処罰し、並びに即座に販売又は陳列を中止させることができる。

第 19 条

販売業者、製造業者、委託製造業者、輸入業者、小分け業者又はその他の商品の製造、保存、梱包場所の責任者が第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反し、抜き打ち検査、検査を回避、妨害又は拒絶又は関連資料を提供しない場合、直轄市又は県（市）の主務官庁は、2 万台湾元以上 20 万台湾元以下の行政過料に処し、また、その回数に応じて処することができる。

第 20 条

インターネットプラットフォーム業者が第 15 条の規定に違反し、掲載者、供給者又は販売業者の関連資料の提供を回避、妨害又は拒絶する場合、直轄市又は県（市）の主務官庁は、2 万台湾元以上 20 万台湾元以下の行政過料に処し、また、その回数に応じて処することができる。

第 21 条

第 16 条から第 18 条の行政過料について、直轄市又は県（市）の主務官庁は必要な時、中央主務官庁に設けてあるウェブサイトにおいて、当該製造業者、委託製造業者、輸入業者、小分け業者、販売業者の氏名又は名称、住所、商品、違法の事由及び根拠を公開することができる。

第 22 条

本法は公布されてから 1 年後に施行する。